

第27回委員会会議結果概要(案)

開催概要	
日時	平成21年9月29日(火) 17時30分～20時00分
場所	千葉県国際総合水泳場
参加者数	43名
出席委員	17名(遠藤茂勝、工藤盛徳、倉阪秀史、榊山勉、清野聡子、宮脇勝、及川七之助、澤田洋一、竹川未喜男、三橋福雄、歌代素克、後藤隆、佐々木洋晃、松崎利光、田草川信慈、大野二三男、鯉淵彰) : 委員長
結果要旨	
<p>報告事項</p> <p>第26回委員会の開催結果概要</p> <p>資料1により事務局から報告があり、質疑応答が行われた。</p> <p>[主な意見及び対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 - 1 の3頁の「海岸は原則自由に使えるが、危険な場所には人為的な施設を造ることが必要であり、地元の考え方にもよる」という表現が抽象的で分かりにくい。 <p>事務局回答</p> <p>海岸は原則自由使用だが、例えば九十九里浜のような天然の海岸と人工構造物とは考え方が異なる。人工構造物の場合、危険と考えられる場所には地元や関係者の意見を聞きながら管理者が判断し、必要により柵や看板等を設置する。</p> <p>第2回勉強会の開催結果概要</p> <p>資料2により事務局から報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 質疑なし。 <p>工事の実施状況</p> <p>資料3により事務局から報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 質疑なし。 <p>夏季モニタリング調査の速報</p> <p>資料4により事務局から報告があり、質疑応答が行われた。</p> <p>[主な意見及び対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂を入れてから2ヶ月半後にこれだけ生物が付いたということで、わりと早く生物が付くことが分かった。 底生生物が多く住むことが干潟の豊かさを示すことから、今後、底生生物がどう住みつくかを観察していくことが重要と考える。 	

- ・砂を入れてから大きな波浪があったか。8月の台風の影響はどうだったか。

事務局回答

8月の台風は北寄りの風だったため、大きな波はなく、砂の流れ出しはなかった。

- ・砂付け試験で入れた砂の一部が捨石の方に流れているが、その際の捨石部の生物の変化について調べる予定はないか。

事務局回答

予定はない。

- ・砂が動くと周囲の石をヤスリのように削り、石に付着生物が付かなくなることが考えられるので、他の場所と比較するため目視で確認してほしい。
- ・護岸の前面に柵を作らないとのことだが、看板を立てても入る人がいると思われる。そこで、乱積みの中に砂が流れてカキが付かなくなれば、人が滑って怪我をする危険が少なくなるのではないかと考えた。
- ・ハマヒルガオが以前は発芽していなかったのに、今回調査で発芽が確認された。かなり強い種なので、広がっていくことを期待している。
- ・混入する雑草の強さや広がり方を把握しているか。

事務局回答

雑草の広がり方は把握している。今後も注視していく。

- ・現在の緑化試験場所は海浜植物に適した位置より高いため、雑草が混入したと考える。
- ・危険な箇所には立て看板又は柵を設置するのか。また、地元の意見をどのような方法で吸い上げるのか。

事務局回答

立て看板や柵の他にも他の事例も参考にし、関係者と詰めていきたい。地元の意見の吸い上げる方法はまだ具体的に決めているわけではないが、管理者が独自に決めるのではなく、市（地元）の意見を聞きながら決めるつもりである。

- ・柵などの資料を委員会に出してもらいたい。
- ・柵の他には、転落時の通報施設や落ちてもおぼれないようにするための杭などが考えられる。
- ・生物調査結果で魚の写真が載っているが、青潮時に岸に魚が寄ってくるのは当然のことであり、これをもって魚が増えたという結論にはならない。

議題

護岸検討委員会設置要綱の改正

資料5により事務局及び地域づくり推進課から説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

- ・新たに入る委員の備考欄に「1丁目に限る」と記載しなくてもよいと考える。はっきり限定する必要はないのではないか。

事務局回答

備考欄の「1丁目に限る」の記載について、貴重なご意見をいただいた。事務局同士で検討し、次回委員会で示したい。

- ・1丁目の議論について、2, 3丁目と関連がないわけではない。

事務局回答

新たに入る委員を1丁目に限ることにしたのは、委員の負担を減らすことを考えたためである。

- ・海岸保全区域に指定する基準は何か。1丁目は将来も指定されないのか。

事務局回答

県では、人家等の保全すべきものがないと指定していない。2, 3丁目は人家や将来の土地利用から判断し指定した。1丁目は保全すべき施設がなく、裏側は港湾区域であり、荷役のため高さを確保できず海からも水がまわってきて守ることができないことから、指定していない。現状では、1丁目を指定する予定は無い。

- ・市は1丁目も海岸保全区域に指定してほしいとお願いしてきたが、指定してもらえなかった。1丁目護岸については市も費用負担するなりの主張をしていくので、ご理解いただきたい。
- ・1丁目のモニタリング調査項目について、評価委員会で検討すべきと考える。
- ・1丁目の調査の予算が付いたことを地権者に話をしたら、地権者は喜んでいて、急いで事業を進めてほしい。
- ・28回委員会で1丁目の22年度実施計画案を出すとのことだが、基礎調査や概略設計がある程度進んでいないと出せないのではないのか。

地域づくり推進課回答

22年度実施計画案には、次年度にやっていくことを記載する予定である。

護岸バリエーションの検討

資料6により事務局から説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

- ・事務局としては、C案で進めたいと考えているが委員の意見を聞きたい。
- ・市は、原風景である干潟を取り戻したい、また人が入ったときの安全性から砂を入れたほうが良いと言ってきたが、その意見はバリエーションに採用されなかった。この資料-6の記載だとこれが最終形だと思われるので、「石積みの前に砂を入れる方が望ましいがこの事業ではできないため今後別の事業で行う」という記載を追加してもらいたい。
- ・実現化試験計画等検討委員会で砂移動試験を行うにあたり、護岸のモニタリングの測線に影響を与えるからという理由で、影響が無い場所で行うこととなったが、護岸の事業の中で護岸の前で砂移動試験をしたほうが良いのではないのか。別々の事業でやっていくべきものではないと考える。
- ・本委員会では海岸保全区域内で何ができるかの議論をしていくべき。

- ・護岸前に砂を入れたとしても流れていってしまう場所と放っておいても砂が付く場所がある。それを判断するための材料として、事務局にのり先の水深のデータを委員会で出してもらいたい。
- ・海岸保全施設は護岸のみで、砂は海岸保全施設として位置づけることはできない。
- ・バリエーションの各案の比較表の景観の項目について、B案とC案は階段に人工的なコンクリート面が出るのでA案と比較して劣るので の評価が適切と考える。
- ・階段にブロックを使用することは景観上好ましくない。また、緑化する区間は管理の手間が大変だから50mの範囲としているが、天端部分は50mに限らず区間を広げ、管理方法をアダプト制度等で地域の協力により管理していくことも考えていくべきである。
- ・天端のベンチや緑化箇所も断面図に示し、具体的に検討すべきである。資料 - 6にある茜浜のパーゴラやベンチの写真を見ると、景観上良くない。木の緑化と併せながら考えていくべきである。
- ・佐々木委員に確認したいが、アダプト制度等により将来の管理に企業が参加する意向はあるか。地元の参加の有無により護岸バリエーションも変わってくると考える。
- ・今のところ地元企業に話をしていないため決まっていない。
- ・市の干潟化の要望に対する県の見解を示してもらいたい。

事務局回答

海岸保全区域より前面の干潟化については、本委員会で議論する内容ではなく、再生会議でのランドデザインの中などで議論すべきことと考えている。本委員会では、意見があったことを議事録に残しておくことにしたい。

傍聴者からの意見

- ・市川市所有地の前面の護岸についてはバリエーションに粗朶沈床を取り入れてほしい。
- ・2, 3丁目については、市は費用負担しないのだからあまり主張しないでほしい。
- ・海域が狭まるし、生態に支障があるから、潮間帯をこれ以上伸ばさないでほしい。